

講演内容

講演① 「宅建業法改正（5月施行）とIT重説について」

熊谷 則一 氏 弁護士（涼風法律事務所）

～講演内容～

国が推し進めるデジタル社会の実現に向けた取組に関連し、本年5月に改正宅建業法が施行されます。本改正では、重要事項説明書・契約書（37条書面）について、宅建士の押印義務が見直しされるとともに、上記書面に加え、媒介契約書の3書面について、従来、書面交付が必要であったものの、電磁的方法での提供が可能となります。本改正内容とともに、既に運用が開始されているIT重説について、実際のデモ操作を交えながら、留意点等について解説します。

講演② 「宅建業法違反による媒介依頼者の契約効力に対する影響」

柴田 龍太郎 氏 弁護士（深沢綜合法律事務所）

～講演内容～

仲介業者が業法違反となった時に売主・買主当事者間の売買契約の法律行為にどのような影響を及ぼすのか。宅建業法47条・消費者契約法・改正民法・第三者詐欺・錯誤取消などの視点からの考察をメインテーマとしながら、重要事項説明について繰り返し確認するための10箇条や、知らなきゃ危ない「やりがちな宅建業法違反」の10のポイント等を解説します。

研修指導委員会では、2030年度に向けた数値目標を定め、
『宅建業者研修会 参加率80%』を目指しています！！

多くの会員皆様のご参加をお願い致します